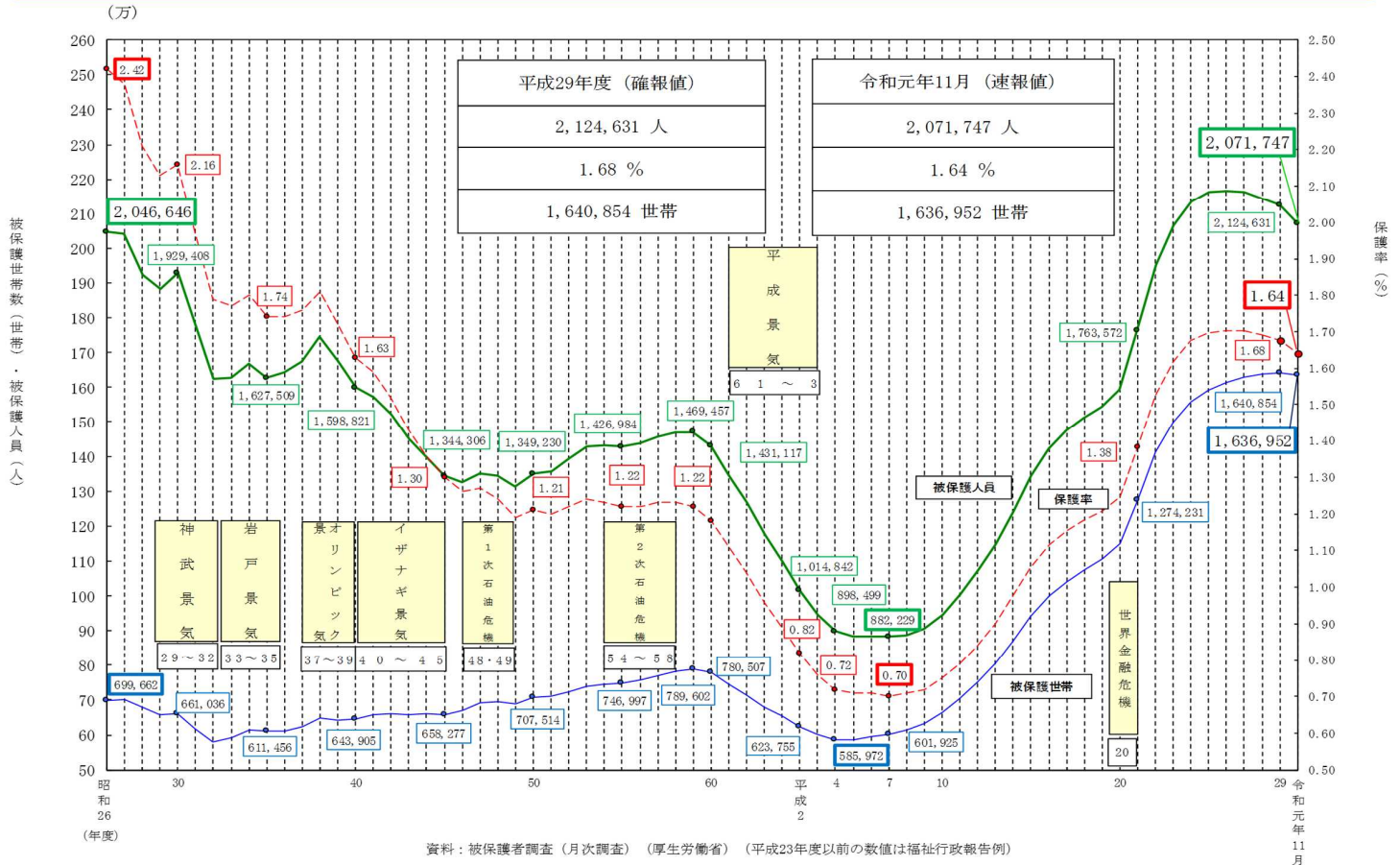


参 考 资 料

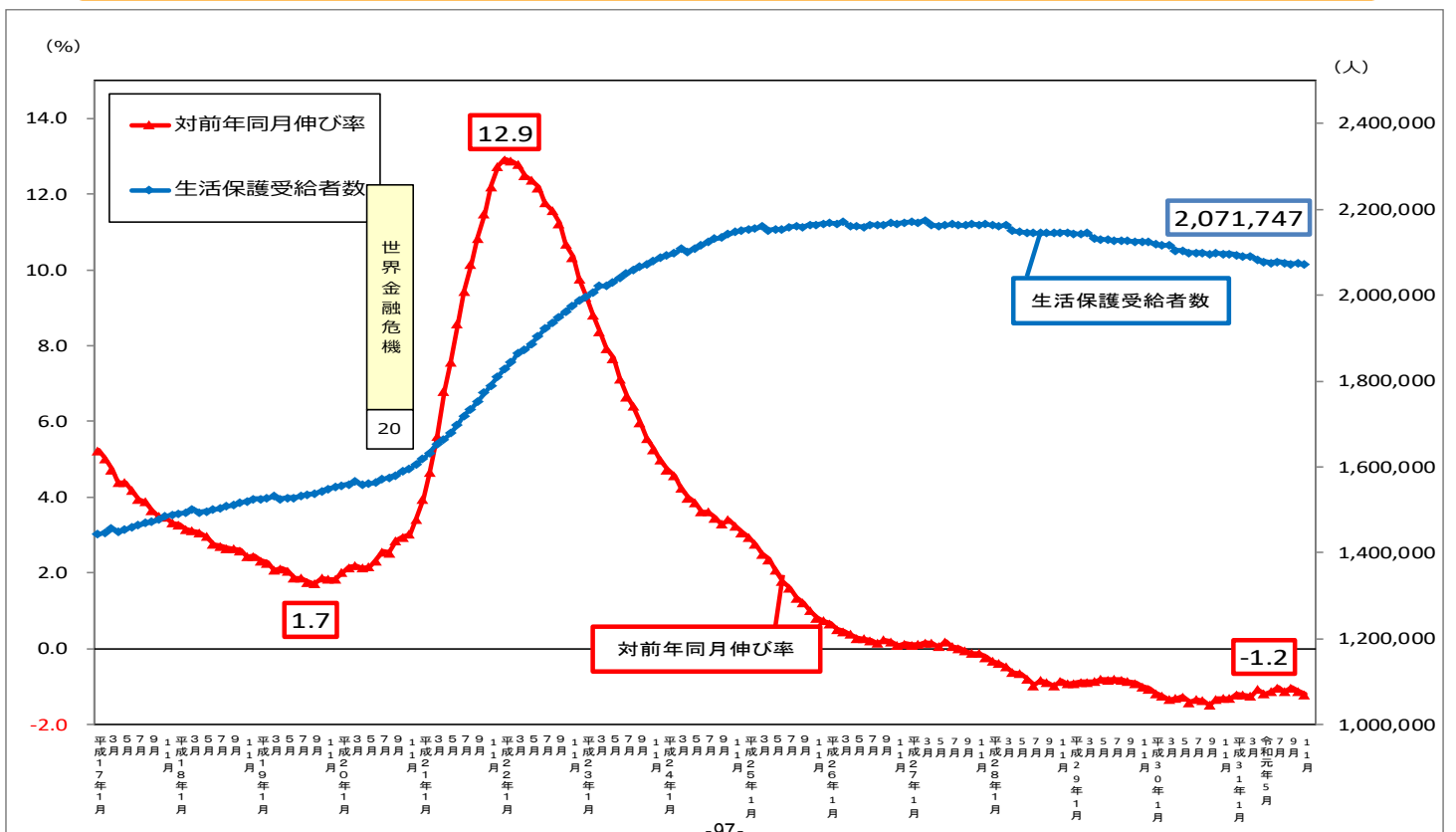
被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

- 生活保護受給者数は約207万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いている。



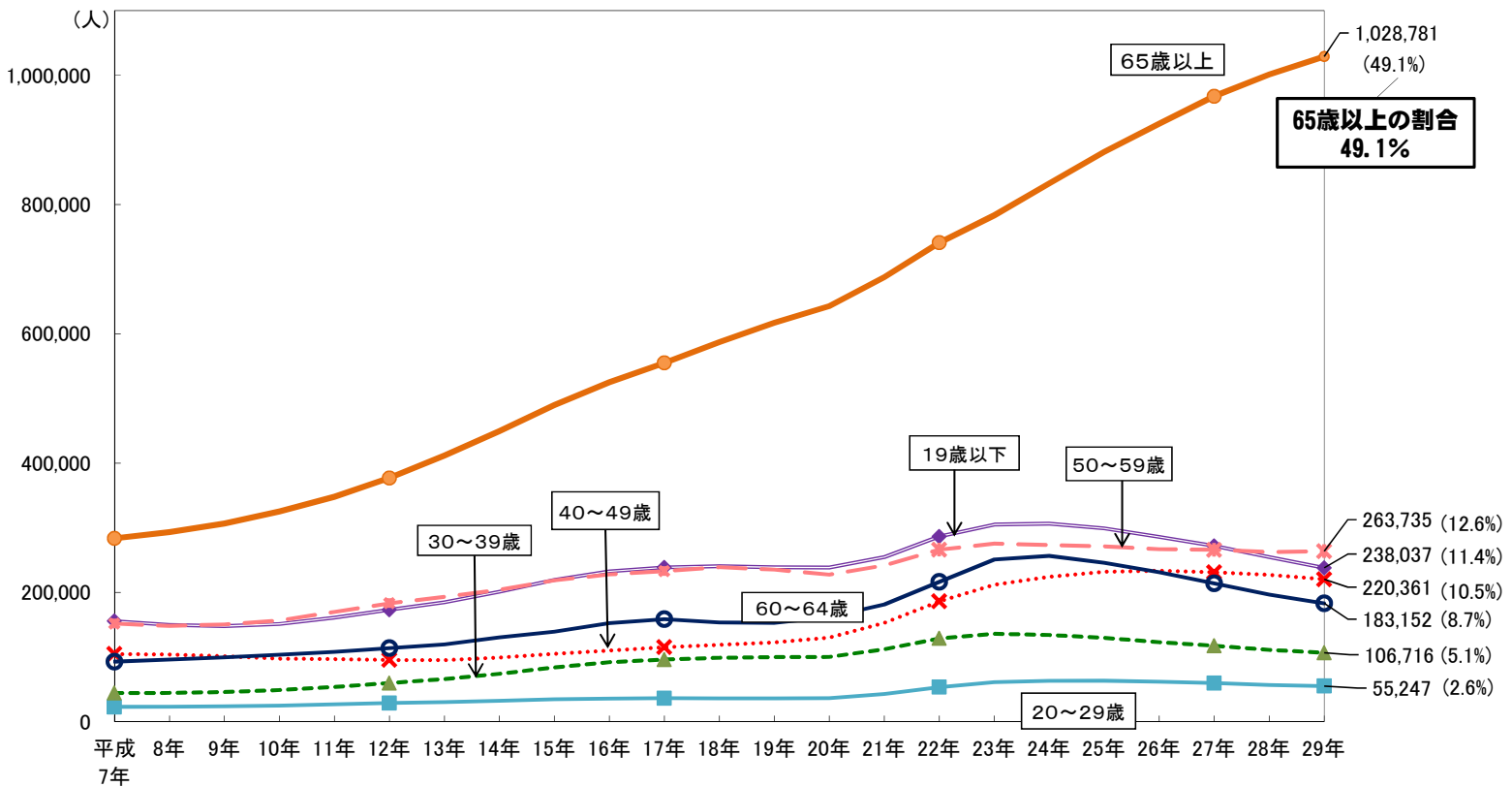
生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は令和元年11月現在で207万1,747人となっている。世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。
- 令和元年11月の対前年同月伸び率は▲1.2%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、過去10年間でも低い水準となっている。



年齢階級別 被保護人員の年次推移

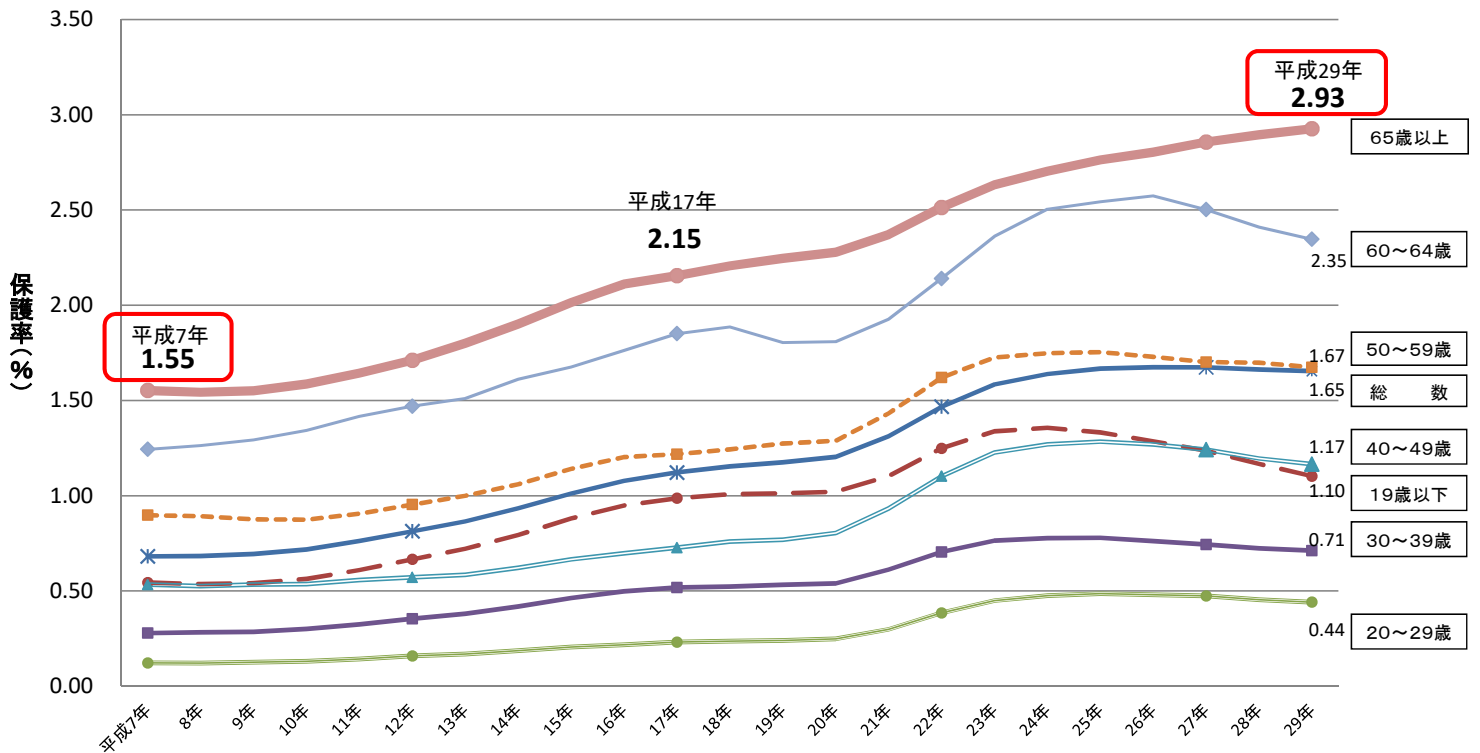
- 年齢階級別の被保護人員の推移をみると、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、**全体の49.1%は65歳以上の者。**



資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）

年齢階級別 保護率の年次推移

- 年齢階級別の保護率の推移をみると、近年は65歳以上で上昇傾向が続く一方、それ以外の年齢階級では横ばい若しくは低下傾向となっている。



資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）

都道府県・指定都市・中核市別保護率(令和元年11月時点)

○全国平均保護率:1.64%(1.38%)

○都道府県別保護率

○指定都市別保護率

○中核市別保護率

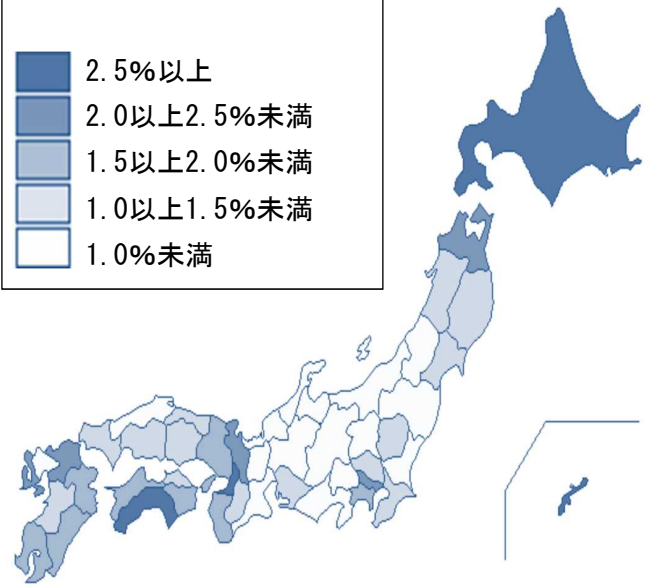
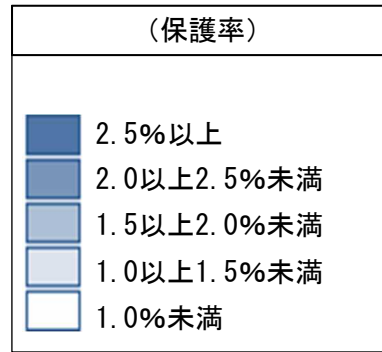
上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.15 (2.94)
北海道	2.98 (2.73)
高知県	2.64 (2.42)
沖縄県	2.62 (1.92)
福岡県	2.41 (2.17)
青森県	2.32 (1.93)
京都府	2.19 (2.10)
長崎県	2.08 (1.84)
東京都	2.06 (1.79)
鹿児島県	1.87 (1.68)

保護率(%)	
大阪市	5.00 (4.99)
札幌市	3.65 (3.13)
堺市	3.04 (2.62)
神戸市	2.95 (2.79)
京都市	2.91 (2.86)
福岡市	2.72 (2.27)
北九州市	2.43 (1.87)
千葉市	2.15 (1.51)
名古屋市	2.05 (1.60)
熊本市	2.04 (1.73)
広島市	2.03 (1.89)
川崎市	1.99 (1.92)
相模原市	1.91 (1.22)
横浜市	1.84 (1.56)
岡山市	1.81 (1.49)
仙台市	1.68 (1.34)
さいたま市	1.52 (1.12)
新潟市	1.49 (1.13)
静岡市	1.33 (0.87)
浜松市	0.90 (0.66)

上位10市	
	保護率(%)
函館市	4.50 (4.18)
那覇市	4.09 -
尼崎市	3.94 (3.20)
東大阪市	3.70 (3.55)
旭川市	3.68 (3.49)
高知市	3.47 (3.19)
寝屋川市	3.11 -
青森市	3.02 (2.52)
長崎市	2.99 (2.52)
八尾市	2.93 -

下位10都道府県	
	保護率(%)
静岡県	0.86 (0.57)
島根県	0.83 (0.69)
滋賀県	0.78 (0.67)
群馬県	0.77 (0.53)
山形県	0.73 (0.49)
石川県	0.62 (0.51)
岐阜県	0.59 (0.42)
福井県	0.54 (0.35)
長野県	0.54 (0.42)
富山県	0.35 (0.27)

下位10市	
	保護率(%)
郡山市	1.00 (0.83)
福井市	0.97 -
高崎市	0.94 -
金沢市	0.89 (0.72)
長野市	0.88 (0.58)
山形市	0.86 -
豊田市	0.55 (0.47)
豊橋市	0.54 (0.52)
岡崎市	0.52 (0.42)
富山市	0.50 (0.34)



注1:指定都市及び中核市数値は再掲

注2:括弧内は10年前(平成21年度)の保護率

資料:被保護者調査 月次調査(厚生労働省) (平成21年度は福祉行政報告例) ※令和元年11月分は速報値

都道府県・指定都市・中核市別保護率(令和元年11月時点)

都道府県	保護率(%)	都道府県	保護率(%)
北海道	2.98	大阪府	3.15
青森県	2.32	兵庫県	1.87
岩手県	1.05	奈良県	1.46
宮城県	1.27	和歌山県	1.60
秋田県	1.45	鳥取県	1.24
山形県	0.73	島根県	0.83
福島県	0.94	岡山県	1.30
茨城県	0.98	広島県	1.47
栃木県	1.04	山口県	1.06
群馬県	0.77	徳島県	1.77
埼玉県	1.33	香川県	1.08
千葉県	1.39	愛媛県	1.55
東京都	2.06	高知県	2.64
神奈川県	1.67	福岡県	2.41
新潟県	0.93	佐賀県	0.96
富山県	0.35	長崎県	2.08
石川県	0.62	熊本県	1.40
福井県	0.54	大分県	1.73
山梨県	0.86	宮崎県	1.65
長野県	0.54	鹿児島県	1.87
岐阜県	0.59	沖縄県	2.62
静岡県	0.86		
愛知県	1.01		
三重県	0.88		
滋賀県	0.78		
京都府	2.19		

指定都市	保護率(%)
札幌市	3.65
仙台市	1.68
さいたま市	1.52
千葉市	2.15
横浜市	1.84
川崎市	1.99
相模原市	1.91
新潟市	1.49
静岡市	1.33
浜松市	0.90
名古屋市	2.05
京都市	2.91
大阪市	5.00
堺市	3.04
神戸市	2.95
岡山市	1.81
広島市	2.03
北九州市	2.43
福岡市	2.72
熊本市	2.04

中核市	保護率(%)	中核市	保護率(%)
旭川市	3.68	大津市	1.15
函館市	4.50	高槻市	1.67
青森市	3.02	東大阪市	3.70
八戸市	1.92	豊中市	2.48
盛岡市	1.60	枚方市	1.92
秋田市	1.75	八尾市	2.93
山形市	0.86	寝屋川市	3.11
郡山市	1.00	姫路市	1.58
いわき市	1.27	西宮市	1.61
福島市	1.07	尼崎市	3.94
宇都宮市	1.61	明石市	1.74
前橋市	1.21	奈良市	2.06
高崎市	0.94	和歌山市	2.55
川越市	1.24	鳥取市	1.57
越谷市	1.25	松江市	1.33
川口市	1.96	倉敷市	1.50
船橋市	1.44	福山市	1.34
柏市	1.11	呉市	1.57
八王子市	1.67	下関市	1.54
横須賀市	1.30	高松市	1.48
富山市	0.50	松山市	2.30
金沢市	0.89	高知市	3.47
福井市	0.97	久留米市	2.13
甲府市	1.51	長崎市	2.99
長野市	0.88	佐世保市	2.08
岐阜市	1.58	大分市	1.79
豊橋市	0.54	宮崎市	2.17
豊田市	0.55	鹿児島市	2.53
岡崎市	0.52	那覇市	4.09

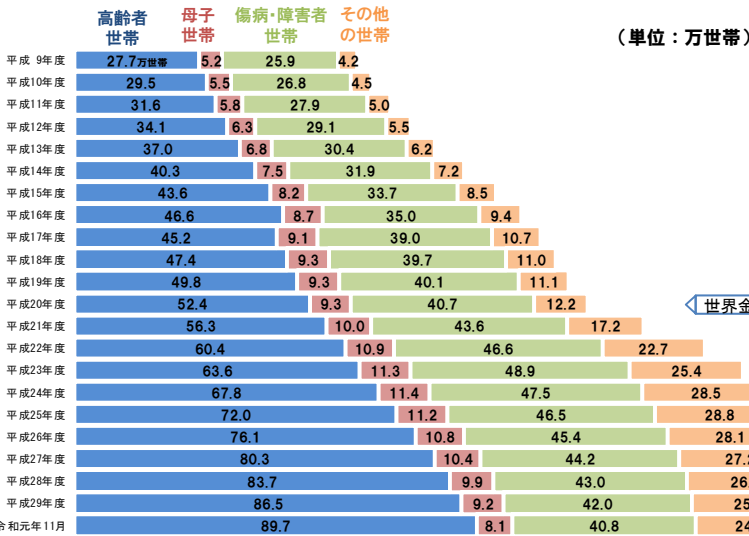
資料:被保護者調査 月次調査(速報値) (厚生労働省)

注:指定都市及び中核市数値は再掲

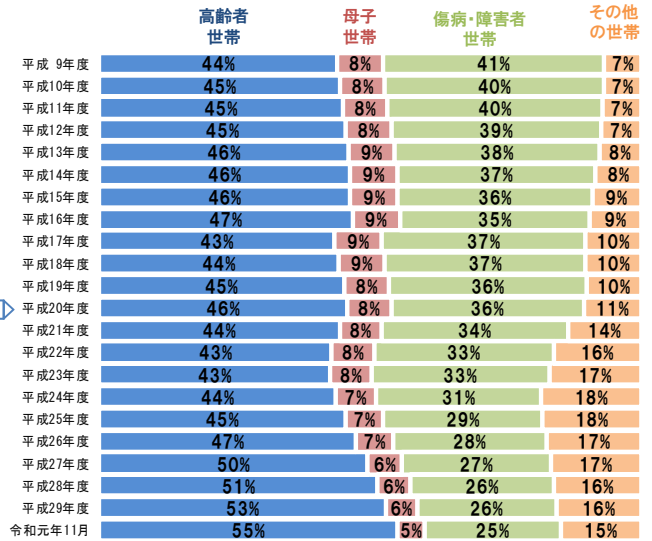
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



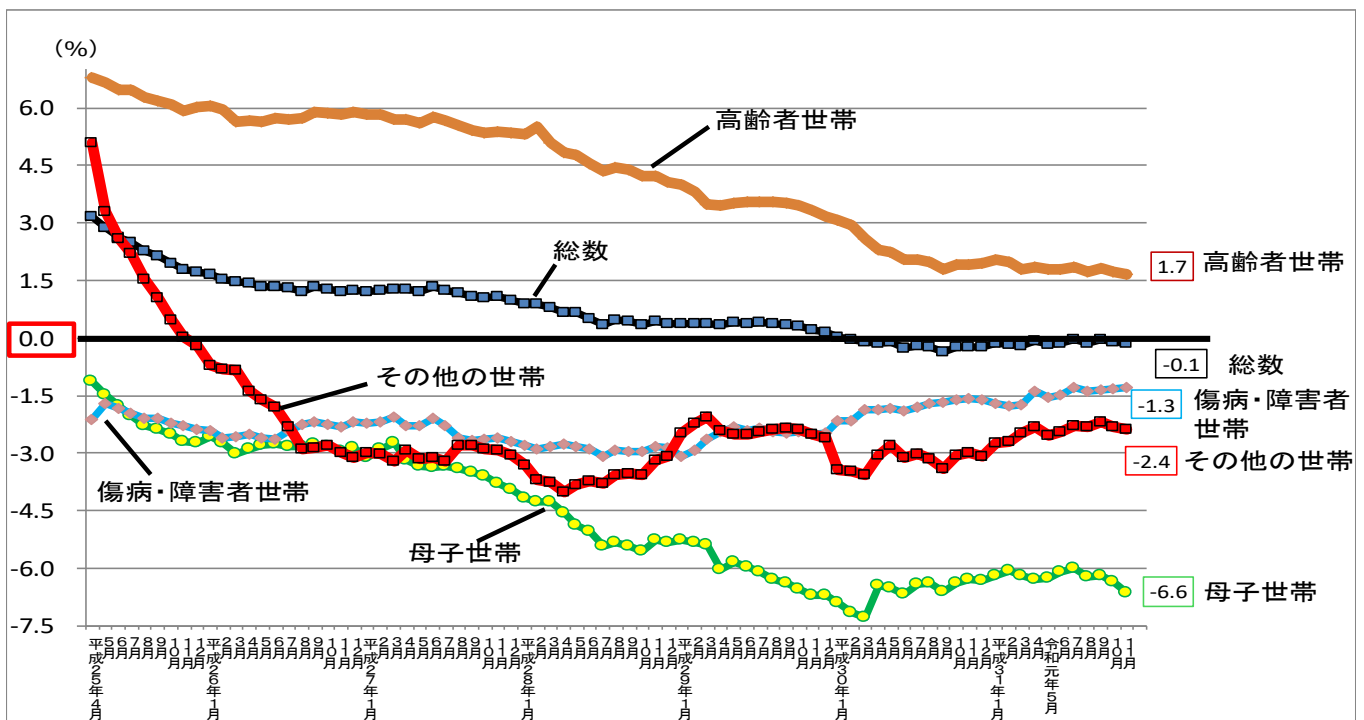
※ 高齢者世帯の91.6%が単身世帯（令和元年11月）。
注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和元年11月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

○世帯類型別の対前年同月伸び率をみると、「高齢者世帯」はゆるやかに低下しつつプラスとなっているが、「高齢者世帯」以外の世帯は、マイナスとなっている。



資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）（平成30年4月以降は速報値）
※総数には保護停止中を含む。

生活保護の住宅扶助における代理納付について

住宅扶助は、福祉事務所が生活保護受給者に代わり、直接賃貸業者に家賃を弁済する代理納付が可能。(生活保護法第37条の2)

【取組状況】

- 住宅扶助費が家賃支払いに適確に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所に納付することを可能としている。あわせて、通常、家賃と一緒に支払う共益費(生活扶助)についても代理納付を可能としている。
- 代理納付制度のより一層の積極的な活用について、平成27年に全国の地方自治体あてに通知するとともに、毎年、地方自治体の生活保護担当を募集した全国会議で周知を図っている。

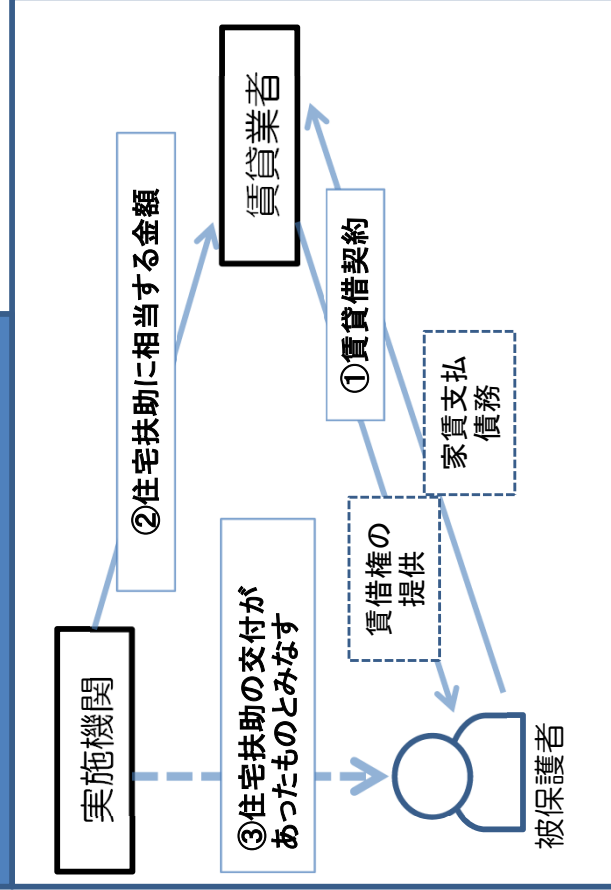
(参考) 平成29年10月に施行された改正住宅セーフティネット法において、新たに、代理納付を推進するための手続きを整備した。

- ① 登録住宅(※1)の賃貸人(※2)は生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を福祉事務所に通知することができる。
- ※1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅
- ※2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第24条第1項で定める登録事業者
- ② 通知を受けた福祉事務所は、代理納付等の措置の必要性を判断するため、速やかに事実確認を行う。

【今後の方針】

- 住宅扶助として用途を限定された扶助費を一般生活費に充当することは生活保護法の趣旨に反するものであり、結果として住居を失う可能性もあることから、住宅扶助費が適確に家賃として支払われるよう、令和2年4月より、以下の取扱いとする予定。
- ・ 家賃等を滞納している者に対しては、住宅扶助の代理納付を原則化する。
- ・ 家賃等の滞納の有無にかかわらず、「公営住宅の入居者」「登録事業者が提供するSN住宅に新規で入居する者」については住宅扶助の代理納付を原則化する。
- ※ 口座振替により住宅扶助の目的が達成できる場合や、家主が希望しない場合、住宅扶助費が満額支給されないケース等は代理納付の原則化の対象外

住宅扶助の代理納付の仕組み



住宅扶助代理納付実施状況

調査時点	住宅扶助支給世帯数(A)	家賃全額が計上されている世帯(B)※	代理納付実施世帯数(C)	代理納付実施割合(C/A)	代理納付実施割合(C/B)
平成30年7月	1,386,639	1,219,671	322,514	23.3%	26.4%
公営住宅	245,554	235,539	147,318	60.0%	62.5%
民営の賃貸住宅	943,816	812,651	160,910	17.0%	19.8%
その他	197,269	171,481	14,286	7.2%	8.3%
令和元年7月	1,384,279	1,215,323	332,599	24.0%	27.4%
公営住宅	241,345	230,373	145,326	60.2%	63.1%
民営の賃貸住宅	941,125	810,579	173,102	18.4%	21.4%
その他	201,809	174,371	14,171	7.0%	8.1%

※「就労収入や年金収入等などの収入充当との関係で、家賃の一部のみ住宅扶助費が支給されている世帯」等を除いた世帯数。
 なお、すでに口座振替等により賃貸人に対して確実に家賃が支払われているケースなど代理納付を行わなくとも生活保護法の目的が達成されているケースが含まれている点に留意が必要。

ギャンブル等依存症専門医療機関一覧（令和元年8月末現在）

自治体名	専門医療機関	自治体名	専門医療機関	自治体名	専門医療機関
北海道	● 旭山病院	愛知県	堀クリニック	鹿児島県	
	石橋病院	三重県		沖縄県	独立行政法人国立病院機構琉球病院
	千歳病院	滋賀県			
青森県		京都府	医療法人稲門会 いわぐら病院	札幌市	● 医療法人北仁会 旭山病院
岩手県		大阪府	京都府立洛南病院		
宮城県			● 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター		医療法人耕仁会 札幌太田病院
秋田県			一般財団法人成研会 結のぞみ病院	仙台市	
山形県			特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山クリニック	さいたま市	医療法人 秀山会 白峰クリニック
福島県	● 埼玉県立精神医療センター	兵庫県	● 神戸大学医学部附属病院		● 埼玉県立精神医療センター
茨城県		奈良県		千葉市	
栃木県		和歌山県		横浜市	※神奈川県が、県全域を対象に選定
群馬県		鳥取県		川崎市	※神奈川県が、県全域を対象に選定
埼玉県	● 埼玉県立精神医療センター	島根県	医療法人青葉会松江青葉病院	相模原市	※神奈川県が、県全域を対象に選定
	埼玉県済生会鴻巣病院		医療法人同仁会こなんホスピタル	新潟市	※新潟県が、県全域を対象
千葉県			● 社会医療法人正光会松ヶ丘病院	静岡市	
東京都		岡山県	● 岡山県精神科医療センター	浜松市	
神奈川県	● 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	広島県	● 瀬野川病院	名古屋市中	● 西山クリニック
	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター		● 呉みどりヶ丘病院	京都市	医療法人稲門会 いわぐら病院
	医療法人社団祐和会 大石クリニック	山口県	医療法人信和会高嶺病院		京都府立洛南病院
● 学校法人北里研究所 北里大学東病院	徳島県	藍里病院		大阪市	医療法人 藤井クリニック
新潟県		香川県			● 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター
富山県		愛媛県		堺市	● 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター
石川県		高知県		神戸市	● 神戸大学医学部附属病院
福井県		福岡県		岡山市	● 岡山県精神科医療センター
山梨県		佐賀県	● 独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター	広島市	
長野県		長崎県		北九州市	
岐阜県	● 各務原病院	熊本県		福岡市	
	大垣病院	大分県		熊本市	
静岡県	● 聖明病院、服部病院	宮城県		合計	18 24（選定済み自治体数）

※治療拠点機関(●):依存症専門医療機関の中から選定される、研修や情報発信等を行う地域の治療拠点となる機関。